明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（財務六二）　一

〔告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一五八四～一五九七）　三
○保安林の指定を解除する件（同一五九八）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五九九～一六〇七）　五
○保安施設地区の指定をする件（同一六〇八）　六
○日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（国土交通八〇六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二四〇、二四一）　六

〔人事異動〕
警察庁　環境省　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項
登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（同）　八
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行の手続きに関する意見聴取会、国営土地改良事業計画（湖北・鬼怒川南部・鳥沼宇文）関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　九
会社その他

省令

○財務省令第六十二号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三条第五項及び第三十六条第一項の規定に基づき、並びに同法第三条第四項を実施するため、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十八日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（標本葉たばこ等の設定） **第三条**　会社は、毎年、法第三条第五項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位の決定の基準となる種類別及び品位別の葉たばこ又は模造葉たばこ（葉たばこ以外の物で作られ、かつ、葉たばこに著しく類似する外観を有する物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条及び次条において「標本葉たばこ等」という。）を設定する。 2　標本葉たばこ等を決定するため、会社とたばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第二条に規定するたばこ耕作組合中央会（以下この条及び第五条において「中央会」という。）は、共同して、標本委員会を置く。 ［3～5　略］ 6　標本葉たばこ等は、標本委員会が標本葉たばこ等の候補となるべき葉たばこ又は模造葉たばこから選定し、決定する。 7　標本葉たばこ等の候補となるべき葉たばこ又は模造葉たばこは、当該標本葉たばこ等に係る区域の地方委員が協議して調製する。 ［8　略］	（標本葉たばこの設定） **第三条**　会社は、毎年、法第三条第五項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位の決定の基準となる種類別及び品位別の葉たばこ（以下この条及び次条において「標本葉たばこ」という。）を設定する。 2　標本葉たばこを決定するため、会社とたばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第二条に規定するたばこ耕作組合中央会（以下この条及び第五条において「中央会」という。）は、共同して、標本委員会を置く。 ［3～5　同上］ 6　標本葉たばこは、標本委員会が標本葉たばこの候補となるべき葉たばこから選定し、決定する。 7　標本葉たばこの候補となるべき葉たばこは、当該標本葉たばこに係る区域の地方委員が協議して調製する。 ［8　同上］